

# 「HiroBa」ロッカー利用規約

株式会社まあめいく

令和3年4月20日制定

## 第1条(総則)

1. 「HiroBa」ロッカー利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社まあめいく(以下「当社」といいます。)が別途定めるコワーキングスペース&サテライトオフィス「HiroBa」利用規約(以下「HiroBa 利用規約」といいます。)第3条に定める会員が、同第10条に定めるオプションサービス利用申込み手続きによりロッカーをご利用いただくにあたり必要な事項および遵守いただく事項を定めるものです。
2. 本規約に定める事項以外の事項は、「HiroBa 利用規約」の定めるところによるものとします。

## 第2条(ロッカーの種類・利用時間)

ロッカーには、月単位利用者用のシリンダー式ロッカーと1日単位利用者用のダイヤル式ロッカーがあります。ロッカーの利用時間は、ロッカー利用者の選択・登録した利用プランに準ずるものとします。

## 第3条(鍵の貸与と保管)

1. 当社は月単位利用者へロッカー鍵を貸与し、月単位利用者は、当該鍵を大切に保管・管理しなければなりません。当該鍵の第三者への転貸、複製は禁止します。
2. 1日単位利用者は、自らロッカーの暗証番号を設定し、それを第三者に開示せず、秘密に保持しなければなりません。

## 第4条(鍵の交換および再貸与)

1. 月単位利用者は、当該鍵を紛失または破損したときは、直ちに当社に申し出て、当該鍵の交換等に要した費用を負担しなければなりません。
2. 月単位利用者は前項の申し出をするときは、当社に対して、会員証を提示し、ロッカー内保管物の明細書を提出するものとします。
3. 月単位利用者が本条第1項の申し出をし、同項に定める費用を負担した上で、引続き当該ロッカー利用の継続を希望した場合、当社がそれを認めるときは、月単位利用者の希望に応じ、鍵を再貸与します。

## 第5条(保管できないもの)

以下の物品はロッカー内で保管することはできません。

- (1) 揮発性・爆発性のある危険物
- (2) 可燃性のあるもの
- (3) 腐敗するもの
- (4) 臭気を発するもの
- (5) 生き物
- (6) 貴重品
- (7) その他保管することが適切でないと、当社が判断するもの

## 第6条(保管物の管理)

1. ロッカー内保管物の管理は、ロッカー利用者の責任において行うものとし、当施設内で生じた盗難、紛失等については、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、またはその疑いがある場合、ロッカー利用者に連絡せずに、当社の判断で、当該ロッカーを開扉し、保管物を確認・撤去・処分することができるものとし、撤去・処分に要する費用はロッカー利用者が負担するものとします。ロッカー利用者は、予めこれに同意するものとします。
  - (1) 利用ロッカー内に前条各号のいずれかに該当するものが保管されていたとき、またはそのおそれがあるとき
  - (2) 当社が裁判所、検察庁、警察またはこれら権限を公的に有する機関から保管物の押収または提出を求められたとき
  - (3) その他当社が必要であると合理的に判断した場合

## 第7条(ロッカー利用終了の事由)

1. 「HiroBa 利用規約」第10条第6項に定める利用中止の申し出をすることにより、ロッカー利用は終了となります。
2. 「HiroBa 利用規約」第13条または第14条に基づき、ロッカー利用者が退会若しくは会員資格の剥奪をされた時は、当然にロッカー利用は終了となります。

以上